

# 第 6 6 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 5 月 2 1 日 (金)

午後 2 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 3 年 第 2 回 (6 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 代 表 質 問、一 般 質 問 の 通 告 者 に つ い て . . . **資 料 1**

(2) 議 事 日 程 案 に つ い て

月	日	曜	開 議 時 刻	会 議 名	摘 要
6	2	水	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	・ 代 表 質 問 ( <u>3</u> 人 )
6	3	木	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	・ 一 般 質 問 ( <u>4</u> 人 )
6	4	金	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	・ 一 般 質 問 ( <u>3</u> 人 )
6	5	土		休 会	
6	6	日		休 会	
6	7	月	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	・ 一 般 質 問 ( <u>2</u> 人 )
6	8	火		休 会	
6	9	水		休 会	
6	10	木		休 会	

(3) 選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員 及 び 同 補 充 員 の 選 挙 に つ い て

### 2 山 陽 小 野 田 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て . . . **資 料 2**

### 3 そ の 他

全 員 協 議 会 の 開 催 日 5 月 2 8 日 ( 金 ) 午 前 9 時 3 0 分

## 令和 3 年 6 月定例会 代表質問日程

月	日	曜日	時間	会派名・質問者
6	2	水	午前 9 時 3 0 分	会派みらい 2 1 長谷川知司議員 会派明政会 伊場勇議員 会派新政会 松尾数則議員

## 令和 3 年 6 月定例会 一般質問日程 (案)

月	日	曜日	時間	人数	質問者
6	3	木	午前 9 時 3 0 分	4 人	藤岡修美議員 中岡英二議員 吉永美子議員 笹木慶之議員
6	4	金	午前 9 時 3 0 分	3 人	奥良秀議員 杉本保喜議員 高松秀樹議員
6	7	月	午前 9 時 3 0 分	2 人	岡山明議員 山田伸幸議員

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成 17 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 90 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 138 条第 1 項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を紹介する議員」を「前 2 項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p>	<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p>
--	--